

# 虐待防止対応マニュアル

合同会社コンシデレート カラフルらいふ

## 高齢者虐待の定義

高齢者虐待法では「高齢者は」65歳以上の者と定義されている。また、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義している。

### ア. 養護者による高齢者虐待

65歳以上の高齢者をお世話している家族、親族、同居人等が該当すると考えられる。養護者による高齢者虐待とは養護者が擁護する高齢者に対して行う次の行為とされている。

1. 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
2. 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
3. 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4. 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
5. 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### イ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う1~5の行為です。「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下の通り。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・老人福祉施設</li><li>・有料老人ホーム</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・老人居宅生活支援事業</li></ul>	
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護老人福祉施設</li><li>・介護老人保健施設</li><li>・介護療養型医療施設</li><li>・地域密着型介護老人福祉施設</li><li>・地域包括支援センター</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>居宅サービス事業</b></li><li>・地域密着型サービス事業</li><li>・居宅介護支援事業</li><li>・介護予防サービス事業</li><li>・地域密着型介護予防サービス事業</li><li>・介護予防支援事業</li></ul>	「養介護施設」又は「要介護事業」の業務に従事する者

## 虐待の具体例

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体例】</p> <p>平手打ちをする、殴る、つねる、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど、打撲させる。ベッドに縛り付けたりする身体拘束、意図的に薬を過剰に服用させ、言動を抑制するなど。</p>
介護・世話の放棄・放任	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活のお世話をっている家族が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化せていること。</p> <p>【具体例】</p> <p>入浴させず異臭がしたり、髪が伸び放題、皮膚が汚れている、水分や食事を十分に与えられないことで、空腹状態が長時間続き、脱水状態や栄養失調状態にある、室内がゴミだらけなど劣悪な環境で生活させる、高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない、同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置することなど。</p>
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。</p> <p>【具体例】</p> <p>排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて子供のように扱う、話しかけているのに意図的に無視するなど。</p>
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗に対する罰として下半身を裸にして放置する、キスや性器への接触、セックスを強要するなど。</li> </ul>
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体例】</p> <p>生活費を渡さない、使わせない、自宅等を本人に無断で売る、年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用するなど。</p>

## 高齢者虐待の防止に関する基本的な考え方

### ア. 基本的な視点

#### 1) 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援すること。虐待の発生予防から虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目のない支援体制を確保する。

#### 2) 高齢者自身の意思の尊重

高齢者虐待は「成人と成人」との人間関係上で発生することがほとんど「被害者-加害者」という構図に基づく対応ではなく、介護保険制度の理念と同様、高齢者自身の意思を尊重した対応をする。

#### 3) 虐待を未然に防ぐための積極的アプローチ

虐待を未然に防ぐことが最も重要な課題。そのためには家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効。また、近隣との付き合いがなく、孤立している高齢者のいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスク要因を低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取り組みが重要だと考える。

#### 4) 虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者・家族に対する支援を開始することが重要。民生委員や自治体、町内会などの地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する啓発普及、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、虐待を未然に防いだり、仮に虐待が起きても早期に発見し、対応できる仕組みを整える。

#### 5) 高齢者本人と共に養護者を支援する

在宅で養護者による虐待が起きた場合、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちだが、介護疲れ等養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくない。また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要がある。高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者・家族に対する支援を行う。

#### 6) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

虐待の発生には、家庭内の長年の歴史を基にした人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援にあたっては高齢者や養護者の生活を支援するために様々な制度や知識が必要となる。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援に至る各段階において、複数の関係者が連携を取りながら、高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応する。

## イ. 留意事項

### 1) 虐待に対する「自覚」は間わない

家庭内における高齢者虐待に関する調査では、虐待を自覚していない虐待者は半数以上を占めており、また虐待を受けている高齢者でも3割は虐待を受けていると自覚はない状況という調査結果が出ている。そのため、高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無に関わらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

### 2) 高齢者の安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や経過措置など緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも高齢者の安全確保を最優先する。

### 3) 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要。また、虐待は夜間や休日も発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急保護に対応できるようにし、関係者などとの周知が必要がある。

### 4) 必ず組織的に対応する

対応する担当者一人での判断でおこなうこと避け、組織的な対応を行うことが必要。担当者一人への過度な負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とする。

### 5) 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用することが有効。ネットワークの運営は地域包括支援センターの業務ですが、各機関の代表者等による会議と共に、個別事例に対応するための担当者レベルでのケース会議が必要となる。ケース会議では、事例に対する援助方針やキーパーソン、各機関の役割分担、連絡体制等を定めて援助内容を決定するとともに、定期的なモニタリングによる援助内容の評価や再調整を行う。

### 6) 適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、虐待によって生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、市町村が適切に老人福祉法の規定による措置を講じ、又は成年後見開始の審判の請求をすることを規定している(第9条)。高齢者の安全を最優先に考え、必要に応じ、適切に行政権限を行使することが必要。適切に権限を発動するためには、組織内の実施ルールの確定、実施事例の収集や蓄積、研修等実施を想定した体制を構築する。

## 虐待防止検討委員会の事業所内組織について

### ア. 虐待防止検討委員会の設置

- 1) 事業所は虐待防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。尚、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者」(以下「担当者」という。)となる。
- 2) 委員会は定期的(年4回)かつ必要に応じて担当者が収集する。
- 3) 委員会は次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める。
  - ・虐待に関する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
  - ・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
  - ・従業員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
  - ・虐待防止、早期発見に向けた取り組みに関すること。
  - ・虐待が発生した場合にその対応に関すること。
  - ・虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

## 虐待防止のための職員研修について

### ア. 職員研修の実施

- 1) 職員に対する虐待防止の研修内容は、虐待防止に関する基礎的な内容等(適切な知識の普及・啓発)と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
- 2) 具体的には、次のプログラムにより実施する。
  - ・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
  - ・高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
  - ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - ・早期発見、事実確認と報告などの手順
  - ・発生した場合の改善策
- 3) 研修開催は年1回とし、新規採用時には別途実施する。
- 4) 研修内容については、出席者、研修資料、実施概要などを記録し、保存することとする。

## 虐待が発生した場合の対応方法、相談、報告に関することについて

### ア. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制

- 1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待事案と思われる通報を受けた場合は、本マニュアルに従って対応することとする。
- 2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- 3) 事業所内で虐待が疑われる場合は、虐待防止運営責任者に報告し、速やかな解決につながるよう努める。
- 4) 家庭内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- 5) 家庭内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに必要に応じて関係機関に通報する。

## 虐待等に係る苦情解決方法に関することについて

### ア. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- 1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- 2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- 3) 相談受付後の対応は「ア.虐待等が発生した場合の相談、報告体制」に依るものとする。
- 4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

## 成年後見制度の利用支援に関することについて

### ア. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- 1) 虐待等の防止の観点から、成年後見制度その他権利擁護事業について、利用者やその家族等へ説明を行うとともに、求めに応じて各担当区役所及び地域包括支援センター等の窓口を紹介する。尚、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接各区役所等へ連絡する。

## 利用者等に対する当該指針の閲覧に関することについて

### ア. マニュアルの閲覧

「高齢者虐待防止対応マニュアル」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページなどにも公表し、利用者及び家族がいつでも閲覧できるようとする。

附則 本指針は、令和7年8月1日より施行する。